



事 務 連 絡
令和5年3月14日

各市町村教育委員会教育長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局市町村支援部参事兼小中学校人事課長

感染症拡大防止等に資する場合における自宅勤務及び時差出勤の
運用終了について

日頃、本県の教育行政に関して御理解・御協力いただき感謝申し上げます。

標記の件については、令和3年10月22日付け事務連絡「『新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の勤務等について（通知）』の一部変更について」を参考に、各市町村教育委員会にて御対応いただいているところです。

この度、別添写しのとおり、県立学校人事課より令和5年3月13日付け教県第916号「感染症拡大防止等に資する場合における自宅勤務及び時差出勤の運用終了について（通知）」が発出され、県立学校においては「当面の間」認めることとしてきた新型コロナウイルス感染拡大防止等に資する自宅勤務及び時差出勤の運用については、令和5年3月31日を以て終了することとなりました。

つきましては、各市町村においてもこれまで行ってきた自宅勤務及び時差出勤の運用の終了について適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。

なお、令和4年2月2日付け事務連絡「『新型コロナウイルス感染症拡大防止のための教職員の自宅勤務に関する要綱』の一部改正について」のとおり、県教育委員会が主催する各年次研修及び行政職員新採用者研修並びに彩の国さいたま人づくり広域連合が主催する階層別基本研修のうち、研修当該日において1日非集合型で終日オンラインを活用した内容により実施する場合には、引き続き、1日単位で自宅勤務を承認することができることとしております。

また、今後の感染状況の推移等に伴い、上記運用を変更する場合には、改めて通知いたします。

担当：人事・学事・働き方改革担当 浅野
電話：048-830-6937

写

教 県 第 9 1 6 号
令和 5 年 3 月 1 3 日

各 県 立 学 校 長 様

埼 玉 県 教 育 委 員 会 教 育 長

感染症拡大防止等に資する場合における自宅勤務及び時差出勤の
運用終了について（通知）

標記の件については、令和 4 年 3 月 2 3 日付け事務連絡「まん延防止等重点
措置終了後の自宅勤務及び時差出勤について」に基づき、各学校において適切
に対応いただいているところです。

このたび、県では、「当面の間」認めることとしてきた新型コロナウイルス感
染拡大防止等に資する自宅勤務及び時差出勤の運用については、令和 5 年 3 月
3 1 日を以て終了することします。

ただし、令和 4 年 2 月 2 日付け教県第 6 4 7 号通知のとおり、県教育委員会
が主催する各年次研修及び行政職員新採用者研修並びに彩の国さいたま人づく
り広域連合が主催する階層別基本研修のうち、研修当該日において 1 日非集合
型で終日オンラインを活用した内容により実施する場合には、引き続き、1 日
単位で自宅勤務を承認することができることとしております。

なお、今後の感染状況の推移等に伴い、上記運用を変更する場合には、改め
て通知いたします。

担当：県立学校人事課

学事・働き方改革担当

電話：0 4 8 - 8 3 0 - 6 7 3 5